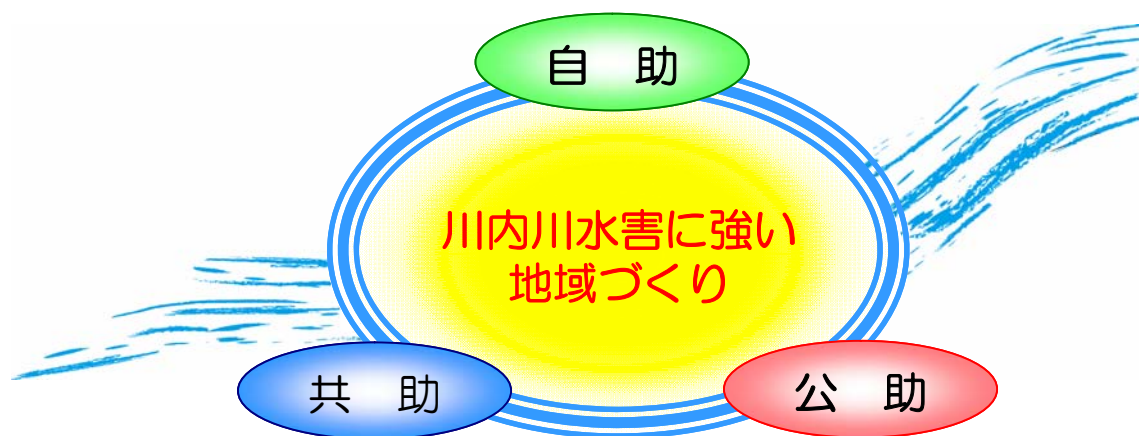


川内川水害に強い地域づくり

－アクションプログラム－



平成 2 1 年 3 月

川内川水害に強い地域づくり推進協議会

目 次

第1章 アクションプログラムの策定	1
第2章 アクションプログラム	2
2.1. 避難計画の充実	2
(1) 洪水ハザードマップの作成支援	2
(2) 避難計画・施設の再構築	3
(3) 災害時要援護者の避難対策について	3
(4) 水害時住民行動マニュアルの作成	3
(5) 地域孤立化防止対策について	4
2.2. 水害の危険性に関する認識向上	4
(1) 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得（防災訓練・勉強会開催）	4
(2) 浸水地区の土地利用規制等について	5
(3) 浸水に強い建築構造導入について	5
(4) 河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策について	5
2.3. 洪水時の情報提供・伝達機能の向上	6
(1) わかりやすく精度の高い情報提供	6
(2) 地区コミュニティの活用（自治会・自主防災組織単位での行動）	7
(3) 水防情報の一元化	7
2.4. 避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化	8
(1) 避難準備情報・勧告・指示の発令基準の統一	8
(2) 収集情報の発令判断への活用	8
2.5. 水防・救助体制の強化	8
(1) 水防資機材の備蓄・効率的活用	8
(2) 重要水防箇所の情報提供	9
(3) ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立	9
(4) 消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動	10
2.6. 水害に強い地域づくり推進協議会の設置	10
第3章 アクションプログラムの実施工程	11

【参考資料】

はじめに

川内川は、幹川流路延長 137km、流域面積 1,600km² の一級河川であり、九州屈指の大河です。その流域は、東西に長く帯状を呈し、全川を通じて狭窄部等を挟み緩流河川が階段状に連なった状態を形成しています。また、平均年間降水量は約 2,800mm と多く、降水量の大部分は梅雨期と台風期に集中しています。このような地形および降雨特性を背景に、川内川流域では古くから数多くの洪水に見舞われ、平成の時代に入ってから平成元年、平成 5 年、9 年、17 年、18 年と洪水被害を経験しています。

特に、平成 18 年 7 月 22 日に発生した観測史上最大の洪水（以下、『7・22 水害』という）では、総雨量 1,165mm（西ノ野雨量観測所）に及ぶ豪雨となり、川内川流域全体で浸水面積約 2,800ha、浸水家屋約 2,400 戸に及ぶ甚大な被害を受けました。

この 7・22 水害は、これまで実施してきた築堤、河道掘削などのハード対策、そして、各自治体の個別対応・情報だけでは、流域内に住む人々の安心・安全な暮らしを守ることができないことを私たちに気付かせるきっかけとなりました。

このような背景を踏まえ、平成 19 年 8 月には「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」において、今後、川内川流域で取り組む避難計画の充実や洪水時の情報提供・伝達機能の向上などのソフト対策の基本的方針について提言を頂きました。提言では、防災情報に関する課題のほかに、地区コミュニティの防災力の向上や水害にあいにくい暮らし方、土地利用規制といった、従来のハード主体の治水のあり様とは異なる理念を柱として、今後の川内川流域の情報治水¹の方向性を導いています。

その後、この提言に沿った防災・減災対策を効果・効率的に進めるため、

¹情報治水とは、これまでのハード主体の治水ではなく、河川管理者や自治体、そして、地域住民の方々が洪水・避難等に関する情報を共有・交換することにより、その情報を基に水害に強い地域づくりを形成する様を象徴する言葉であり、ソフト対策と同じ意味を持つ語句。

関係機関が連携・調整し、役割分担、実施スケジュールなどの具体的対策（アクションプログラム）を策定することを目的に平成20年3月に「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」が設立されました。推進協議会の幹事会では、実務者レベルのヒアリング、話し合い、情報提供等を幾度となく繰り返し、各自治体の実際の状況を把握することから始まり、情報共有、そして、実行可能な議論が進められ、この度、アクションプログラムを策定しました。

平成21年3月 日

川内川水害に強い地域づくり推進協議会

第1章 アクションプログラムの策定

7・22 水害の課題を真摯に受け止め、「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」における提言（参考-11）では、情報治水を実現するため、19項目の具体的施策が提示されています。これらのほとんどの施策が河川管理者だけでなく、沿川自治体、そして、地域の方々が一体となって取り組み、地道で継続的な備えの上で始めて効果を発揮するものでした。このため、公助のあり方だけでなく、自助・共助の大切さを地域の方々にいかにして理解して頂けるかについて、検討する必要がありました。

川内川流域一体となった情報治水実現のため、まず、具体的施策の中の1項目である「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」を設立し、3回の推進協議会と6回の幹事会を開催し、残る18項目の具体的施策を実現するためのアクションプログラムを策定しました。



図 1-1 川内川の水害に強い地域づくりに関するこれまでの取り組み

第2章 アクションプログラム

2.1. 避難計画の充実

(1) 洪水ハザードマップの作成支援

7・22水害前に2市町が洪水ハザードマップの整備を終えていましたが、その他の市町は、平成20年出水期前までに整備を完了しました。

また、7・22水害時の浸水域と洪水ハザードマップの比較に関しては、「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」の中で比較確認を行い、洪水ハザードマップは、7・22水害時の外水による浸水域および内水による浸水域を包絡する形で記載されており、実際の洪水の浸水域を確認するにあたって有効であることを確認しました。

河川改修状況に応じて洪水ハザードマップを更新する件につきましては、浸水想定区域の変更や避難場所の新設・変更等がなされた場合に必要であることを各市町、河川管理者の共通認識とするとともに、少なくとも激甚災害対策特別緊急事業終了後には河川管理者が浸水想定区域図を提供し、市町で洪水ハザードマップを作成します。

一方、洪水ハザードマップに興味を持ってもらうための方策としましては、現在、全市町で公民館等への掲示を行うとともに、今後、地区コミュニティ活動の中でマイ洪水ハザードマップ²を水害時住民行動マニュアルと併せて平成21年度中に作成していくことを目標としています。

洪水ハザードマップの理解と普及を進めるための活動につきましては、全市町で配布時に区長会等の場で洪水ハザードマップの説明を行っています。更に、旧大口市³のモデル小学校において、河川管理者を含めた出前講座の形で洪水ハザードマップに関する授業実施を計画中であり、これを先行事例として平成21年度中に流域内各市町への展開を図っていきます。

(参考 - 40、41、42、43、48) ⁴

² マイ洪水ハザードマップとは、市町村から提供される洪水ハザードマップをベースに、自主防災組織・個人単位で家と避難場所を結ぶ避難経路について、危険箇所や支障となる事項を整理しマップとして作成するものを言う。

³ 旧大口市と旧菱刈町は平成20年11月に合併し、伊佐市となった。しかし、本冊子では合併以前の各市町の施策実施状況を明確化するため、合併以後の施策実施に関しても旧大口市、旧菱刈町の記載としている。

⁴ 当該文章に関連する参考資料のページ数を(参考 - 37)と記した。この例では参考資料の37ページを指す。

(2) 避難計画・施設の再構築

7・22水害後に全市町で避難所および避難経路を見直し、7・22水害で浸水し、十分に機能しなかった避難所の水害時の取り扱いを変更するとともに、新たな避難所を指定しています。また、避難所・避難経路へ誘導する案内表示板は薩摩川内市、さつま町、旧大口市、旧菱刈町で設置完了し、湧水町、えびの市についても災害の種類と規模や災害時要援護者であるかによって避難所、避難経路が変わってくることを考慮し、設置に向けて検討中です。

車による移動を考慮した避難計画に関しましては、水害時に問題が発生したさつま町、湧水町では、避難所に続く避難経路の拡幅や駐車場が広い避難所の追加等が完了しています。

(参考 - 44、45)

(3) 災害時要援護者の避難対策について

災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制の整備につきましては、鹿児島県、宮崎県の助言の下、ガイドラインおよびモデルプランを参考に計画的に検討を進め、平成20年度から平成21年度の間には災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制を全市町で整備します。

また、避難所における生活水準の向上につきましては、7・22水害で明らかとなった、避難所での情報入手・伝達手段の課題や職員配置の課題等に対して対策を進め、全市町で一部実施（例えば、プライバシー確保のためのパネル購入[薩摩川内市]、オストメイトトイレ整備[旧大口市、えびの市]、救急セット購入[旧菱刈町、湧水町]等）しています。更に、平成20年度から平成21年度の間に「避難所管理運営マニュアル」を全市町で作成します。

(参考 - 46)

(4) 水害時住民行動マニュアルの作成

水害時の被害防止のための基礎的知識や自主防災組織間の連絡体制、そして、災害時要援護者への避難支援体制等は、地区コミュニティが確立された場所では現在も保持されている特質であり、実際、このような情報を基に自主防災組織単位の訓練が行われている地区もあります。

本施策では、できるだけ多くの地区において上記のような情報を誰でも

確認できる情報として整理し、現在の地区居住者にはもちろんのこと、新しい世代、新しく地区に転居されてきた人々にとって、避難活動を円滑にするための「水害時住民行動マニュアル」を作成することを目的としています。

平成20年度から平成21年度にかけて、全市町において募集を行い、参加する自治会、あるいは、地区コミュニティにおいて、出前講座の形で「マイ洪水ハザードマップ」および「水害時住民行動マニュアル」を作成してもらうべく、現在、市町と河川管理者間で調整を進め、平成21年度には、募集に応じた自主防災組織や地区コミュニティにおいて「マイ洪水ハザードマップ」と「水害時住民行動マニュアル」を作成します。

(参考 - 47、48)

(5) 地域孤立化防止対策について

7・22水害時に通行止めとなった箇所や緊急輸送道路を手掛かりに川内川水系危機管理道路網図（案）を作成し、推進協議会の中で「浸水により徒歩または車による移動が困難となり、役場や病院等、あるいは、災害時要援護者施設が孤立する恐れのある地域」を孤立地域と定義し、全市町の孤立地域を把握しました。そして、①避難経路の連続性確保、②伝達手段の確保、③水防資機材の備蓄のうち、当面はいずれかにより孤立化防止対策を図るものとしています。現段階では孤立地域に対して伝達手段の確保が行われ、かつ、水防資機材の備蓄が行われているため、現状を維持し、大規模な道路工事の際には避難経路の連続性の確保を含めて実施します。

(参考 - 49、50、51)

2.2. 水害の危険性に関する認識向上

(1) 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得（防災訓練・勉強会開催）

7・22水害以前は、薩摩川内市とえびの市だけが出前講座および地域の防災訓練を実施していました。しかし、水害後はさつま町、旧大口市、旧菱刈町、湧水町も出前講座、防災訓練を実施するようになり、水害に強い地域づくりに向けた、水害に対する基本的な認識向上、そして、防災用語の習得等の活動の機運は確実に高まっています。水害の危険性に対する

的確で適切な認識を今後も継続して育み、水害に強い地域づくりの礎とします。

(参考 - 52、53、54)

(2) 浸水地区の土地利用規制等について

えびの市内堅地区では稲荷川河川激甚災害対策特別緊急事業にあわせて、7・22水害時に浸水した区域を災害危険区域に指定し、建築制限を行っています。これらは、農地等の一部区域のはん濫を許容しながら、住家を洪水によるはん濫から防御する治水対策を考える上での基本的条件（あらかじめはん濫すると分かっている区域には所定の条件を満足する建築物しか入れない）となります。

川内川流域では、えびの市の事例を参考に、薩摩川内市は平成22年度までに災害危険区域を指定し、さつま町、旧大口市、旧菱刈町、湧水町は指定に向けた検討を実施していきます。

(参考 - 55)

(3) 浸水に強い建築構造導入について

浸水に強い建築構造の導入の検討につきましては、えびの市が災害危険区域に関する条例を制定する際に、①基礎地盤面の高さを災害危険設定水位⁵以上として建築する建築物、②主要構造部（屋根および階段を除く）を鉄筋コンクリート造またはこれに準ずる構造とし、災害危険設定水位以下の部分を住居の用に供しない建築物など、災害防止上有効な措置を講ずる建築条件を挙げています。

川内川流域では、えびの市の事例を参考に、薩摩川内市は平成22年度までに災害危険区域を指定し、さつま町、旧大口市、旧菱刈町、湧水町は指定に向けた検討を実施していきます。

(参考 - 55)

(4) 河川沿川における従前の遊水機能の確保に関する対策について

河川沿川の従前の遊水機能の確保に関する対策としましては、えびの市での災害危険区域を指定した上での輪中堤構築と宅地嵩上げが挙げられます。輪中堤は特定の地域を洪水から守るために集落の周囲を囲うように作られた堤防であり、宅地嵩上げは家屋の敷地を高くすることです。両者と

⁵ あらかじめ設定した規模の出水に対して家屋の浸水を防止することができる水位

も周辺の遊水機能を損なうことなく宅地を水害から守るための有効な手段です。

川内川流域では、えびの市の事例を参考に、薩摩川内市は平成22年度までに災害危険区域を指定し、さつま町、旧大口市、旧菱刈町、湧水町は指定に向けた検討を実施していきます。(参考 - 55)

2.3. 洪水時の情報提供・伝達機能の向上

(1) わかりやすく精度の高い情報提供

平成17年に水害を受けた宮崎県では、提言前から雨量河川水位情報システムが整い、住民の方々にリアルタイムの水位や雨量情報を届けていました。鹿児島県では、提言後にそれまでの水位雨量システムを更新し、より利用しやすくなりました。更に、川内川河川事務所では、平成20年7月に「早よ見やん川内川」を公開し、川内川流域内の雨量観測所、水位観測所のデータはもちろんのこと、レーダー雨量もホームページ、携帯電話において確認することができます。また、水位の危険度レベルの状態を確認することができます。薩摩川内市、さつま町、えびの市につきましては、ホームページで防災情報を掲載しており、防災ホームページを持たない旧大口市、旧菱刈町、湧水町につきましても平成21年度内に整備していきます。

また、危険度を地域住民に伝えるための方策として平成20年度内に全市町で防災行政無線が配備されるとともに、更に薩摩川内市につきましては、防災行政無線のデジタル化に伴う基幹部の整備を平成20年度内に、戸別受信機設置も平成21年度以降に実施することとなっています。

既往最大洪水痕跡水位につきましては、平成20年に「まるごとまちごとハザードマップ」を全市町に展開し、現在、合計79箇所の標識を設置しています。また、水位の危険度レベル標識につきましては、危険度レベル表示板という形で6箇所、橋脚塗装という形で10箇所、護岸塗装という形で1箇所設置しています。

マスコミとの連絡協議に関しては、7・22水害以前に各市町からの避難情報に関する放送要請は可能となっていました。また、平成19年から鹿児島県、宮崎県および国土交通省は、わかりやすい情報提供のためにマ

スコミとの勉強会を開催しています。今後も毎年、出水期前後に実施し、出水時の情報提供の実態や効果に関する確認を行いつつ、よりわかりやすい情報提供を実現するための話し合いを進めていきます。

(参考 - 56、57、60)

(2) 地区コミュニティの活用（自治会・自主防災組織単位での行動）

自主防災組織の組織率が7・22水害後に急激に高まり、防災意識の向上は市民レベルでも高まっています。特に、川内川下流域の薩摩川内市とさつま町で自主防災組織率が増加しており、流域全体である大水害を風化させることなく防災意識の向上を図ることが重要です。

そのための一つの方策として「マイ洪水ハザードマップ」の作成が挙げられます。「マイ洪水ハザードマップ」の作成作業を通じて、住民の方々の防災意識が向上することはもちろんのこと、危険箇所等の情報共有の機会を通じて地区コミュニティの防災力が向上します。これらの活動をより効果的なものとするためにも、平成21年度を目標に流域内への「マイ洪水ハザードマップ」作成作業の展開を図ります。また、この活動が持続するように自治体だけでなく河川管理者も加わり、流域全体の枠組みの中で継続的な取り組みを実施していきます。

(参考 - 48、58、59)

(3) 水防情報の一元化

各市町の防災ホームページが整備されつつあることは前に記しましたが、より人々に利用しやすい防災情報の提供を実現するためには、情報の一元化、そして、簡単にアクセスできるシステムが必要となります。川内川河川事務所の「早よ見やん川内川」では、現在、既に水害に備えるための流域内の雨量・水位等の基礎的な情報が閲覧できますが、更に、水害時の避難発令状況等を流域一様に確認するためのシステムを構築します。

このシステムは平成21年度出水期前に完成し、川内川流域内行政間での水害時の有効な体制構築、避難情報等の共有が可能となります。

(参考 - 60)

2.4. 避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化

(1) 避難準備情報・勧告・指示の発令基準の統一

全国的な動きに合わせ、7・22水害後に薩摩川内市、さつま町、旧大口市で避難勧告の基準を避難判断水位としました。また、旧菱刈町、湧水町、えびの市につきましても、平成21年出水期前の防災会議で避難勧告の基準を現在の警戒水位等から避難判断水位に変更します。

この結果、川内川流域市町につきましては、避難準備情報・勧告・指示の発令基準が統一されることになります。(参考 - 61)

(2) 収集情報の発令判断への活用

えびの市では7・22水害前に水防団をモニターとした水害時情報収集体制が構築され、活用されていました。また、平成20年6月から、国土交通省において流域市町の水防団等から人員を動員した河川情報モニター制度が始まりました。今後、モニター対象を増やし、情報収集量を充実させるとともに市町への連絡系統を強化し、機能面の充実を図っていきます。

また、緊急時の河川管理者等から市町長へ助言する仕組みの強化につきましては、7・22水害前から構築されていたホットラインに河川映像等を加え情報の共有度を高めるとともに、日頃の演習や水防担当同士のホットラインを強化することにより、市町と河川管理者との連携を強化します。

(参考 - 62、63)

2.5. 水防・救助体制の強化

(1) 水防資機材の備蓄・効率的活用

7・22水害時の市町の水防活動の実態を把握するうちに、大規模水害の場合、河川の水位上昇が早いため、水防団は避難誘導優先となり、水防資機材の活用はほとんど行われていないことが明らかとなりました。しかしながら、中小規模水害に対する水防資機材の備蓄は重要であり、市町としては、既往の水防資機材が不足することがないように常に補充することとします。

また、予想を超える水防資機材の不足時には、広域的な利用体制に基づ

く相互扶助が重要となり、宮崎県、鹿児島県内の全ての市町では、県および県内各市町間との災害時相互応援協定を締結しています。（参考 - 64）

(2) 重要水防箇所の情報提供

効率的な水防活動を支援するための一つとして流域内市町、鹿児島県、宮崎県、川内川河川事務所において重要水防箇所の情報提供を行っています。更に、この情報提供を補強する形で毎年、関係諸機関で重要水防箇所の合同巡視を行っています。そして、平成20年には川内川河川事務所のホームページにおきまして、重要水防箇所情報をわかりやすいものに改良しています。

また、毎年、各市町持ち回りで川内川河川事務所と水防演習を行い、重要水防箇所に適した水防工法の訓練・学習を通して、その普及に努めるとともに、市町、河川管理者、自衛隊等との連携による水防活動体制の強化に努めています。今後とも同様の活動を継続し、重要水防箇所情報の共有化と有効利用に努めていきます。（参考 - 65）

(3) ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立

7・22水害前からボランティアの受け入れ体制は全市町で整っています。福祉救援ボランティア活動マニュアルにつきましては、平成17年にさつま町において独自のマニュアルが作成され、水害後に、薩摩川内市、えびの市においても独自のマニュアルが作成され、旧大口市、旧菱刈町、湧水町では県社会福祉協議会策定の「福祉救援ボランティア活動マニュアル」を準用しています。そして、平成21年度中には旧大口市、旧菱刈町、湧水町ともに独自マニュアルを作成することを目標としています。

建設業界を始めとした災害時のための業界団体との協力体制につきましては、7・22水害前に応急対策業務等に関する協定等を締結していた市町が薩摩川内市、さつま町、えびの市であり、水害後に旧大口市、旧菱刈町、湧水町が同様の協定を締結しています。また、鹿児島県、宮崎県においても様々な業界団体と締結しています。今後は、流域内の相互の締結状況を確認しつつ、必要に応じて各市町が協定を増やし、協力体制を強化していきます。（参考 - 66、67、68）

(4) 消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動

自主防災組織率が向上し、地域住民の水害に対する防災意識が向上していることは前に記しましたが、水害時の避難のあり方や浸水被害軽減方法を消防職員等の専門家から学ぶとともに、共同訓練等を実施することにより現実的な自主防災組織活動が可能となります。

現在、全市町において消防職員等の専門家が加わった総合防災訓練が行われ、この中の自主防災組織単位での活動において消防職員等の専門家との連携が行われています。今後とも同様の活動を継続することで、自助・共助による防災力が水害に強い地域づくりを支えます。（参考 - 58、59）

2.6. 水害に強い地域づくり推進協議会の設置

川内川水系水害に強い地域づくり委員会から提言が出された後、平成20年3月5日に「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」が設立されました。この推進協議会は、これまで記載してきた具体的施策の策定と実行への移行を担います。

本冊子の発刊をもって具体的施策の策定は完了し、今後は、必要な具体的施策の実施へ向けたアクションを起こしていきます。（参考 - 69）

第3章 アクションプログラムの実施工程

アクションプログラムの実施工程を示します。各関係機関の協力によりアクションプログラムが機能する段階にあるもの、もしくは、既に機能しているものは全体の約62%（平成21年3月初現在）に上ります。

表 3-1 アクションプログラムの実施率

具体的施策		アクションプログラム		アクションプログラムの実施状況				
番号	施策名	番号	プログラム名	H18.7以前 水害前	H20年度末	H21年度	H22年度	H23年度 激特終了後
1	洪水ハザードマップの作成支援	<1>	市・町洪水ハザードマップ整備完了		●			
		<2>	洪水ハザードマップの有効性確認		●			
		<3>	洪水ハザードマップの定期的更新					●
		<4>	自宅中心の洪水ハザードマップの作成			●		
		<5>	洪水ハザードマップ学習会開催等			●		
2	避難計画・施策の再構築	<6>	浸水する避難所・避難経路の見直し		●			
		<7>	避難所への案内表示板などの設置					●
		<8>	車による移動を考慮した避難計画の検討		●			
3	災害時要援護者避難対策について	<9>	災害時要援護者避難支援計画立案			●		
		<10>	避難所における生活水準の向上			●		
4	水害時住民行動マニュアル作成	<11>	水害時住民行動マニュアルの作成			●		
5	地域孤立化防止対策について	<12>	水害による孤立化地域の抽出		●			
		<13>	孤立化地域の水防資機材の備蓄		●			
		<14>	避難経路の連続性確保、伝達手段確保		●			
6	水害危険性の認識向上・ 防災用語等の習得	<15>	出前講座制度等の活用		●			
		<16>	地域防災講座・訓練等の実施		●			
7	浸水地区土地利用規制等について	<17>	治水目的の土地利用規制					●
8	浸水に強い建築構造導入について	<18>	浸水に強い建築構造導入の検討					●
9	遊水機能確保対策について	<19>	遊水区域の確保・維持					●
10	わかりやすく 精度の高い情報提供	<20>	リアルタイム表示		●			
		<21>	危険度レベル等の情報の自動配信		●			
		<22>	危険度レベルの標識設置		●			
		<23>	マスコミとの連絡協議会の継続		●			
11	地区コミュニティの活用	<24>	自主防災組織単位での避難行動	●				
12	水防情報の一元化	<25>	重要な水防情報のみやすい一元化		●			
		<26>	簡単にアクセスできるシステム		●			
13	勧告・指示等の発令基準の統一	<27>	勧告・指示発令基準の一貫性確保			●		
14	収集情報の発令判断への活用	<28>	浸水モニター制度の導入		●			
		<29>	ホットラインの強化			●		
15	水防資機材の備蓄・効率的活用	<30>	水防資機材の十分な備蓄			●		
		<31>	水防資機材の広域的利用体制の確立		●			
16	重要水防箇所の情報提供	<32>	重要水防箇所の情報提供		●			
		<33>	重要水防箇所に適した水防工法学習	●				
17	ボランティアの受け入れ体制、 業界団体との協力体制の確立	<34>	ボランティア受け入れマニュアルの作成			●		
		<35>	業界団体との災害協定書等の締結		●			
18	消防職員等との浸水軽減活動	<36>	浸水被害軽減活動のための教育・体験学習	●				
19	推進協議会の設置	<37>	推進協議会の設置		●			
実施プログラム累積計				3	23	32	32	37
実施率(%)				8	62	86	86	100

注1) 具体的施策名、アクションプログラム名は紙面の都合上、略しているものがある

注2) ●はアクションプログラムの実施年

【アクションプログラム実施工程表】

施策 番号	具体的 施策名	プロ グラム 番号	アクションプログラム	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】					備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20年度末	H21年度	H22年度	激特終了後	
1	洪水ハザードマップの作成支援	〈1〉	早急に関係市・町の洪水ハザードマップ整備を完了	薩摩川内市	●					●:H18.5公表済み
				さつま町	●					●:H18.4公表済み
				旧大口市	-	●				●:H19.10公表済み
				旧菱刈町	-	●				●:H20.3公表済み
				湧水町	-	●				●:H19.9公表済み
				えびの市	-	●				●:H20.3公表済み
		〈2〉	7・22水害時の浸水域と洪水ハザードマップを比較し、洪水ハザードマップの有効性確認	薩摩川内市	-	●				●:支川浸水実績を整理済み
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				
				えびの市	-	●				
				川内川河川	-	●				●:本川の洪水ハザードマップの有効性確認済み
		〈3〉	河川改修状況に応じた洪水ハザードマップの定期的更新	薩摩川内市					○	○:激特終了後に更新予定
				さつま町					○	
				旧大口市					○	
				旧菱刈町					○	
				湧水町					○	
				えびの市					○	
				川内川河川					○	
				鹿児島県					○	
				宮崎県					○	
		〈4〉	自分が住む地区・自宅を中心に表示した洪水ハザードマップの作成	薩摩川内市	-	●				●:公民館等に掲示済み
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				
				えびの市	-	●				
		〈5〉	洪水ハザードマップのための学習会の開催、小中学校での授業の実施(コンクール開催などへの展開も検討)	薩摩川内市	-	●	○			●:学習会実施済み ○:小中学校での授業実施予定
				さつま町	-	●	○			
				旧大口市	-	●	○			
				旧菱刈町	-	●	○			
				湧水町	-	●	○			
				えびの市	-	●	○			

注) ●:実施完了、▲:一部実施、○:実施予定

【アクションプログラム実施工程表】

施策 番号	具体的 施策名	プロ グラム 番号	アクションプログラム	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】					備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20年度末	H21年度	H22年度	激特終了後	
2	避難計画・施設の再構築	〈6〉	浸水する避難所・避難経路の見直し、あるいは、耐水化	薩摩川内市	-	●				●:浸水想定区域内避難所整理
				さつま町	-	●				●:高台に避難所追加
				旧大口市	-	●				●:福祉避難所追加
				旧菱刈町	●					●:問題なし
				湧水町	-	●				●:浸水区域外避難所追加
				えびの市	-	●				●:浸水区域内避難所除外
		〈7〉	避難所・避難経路へ誘導する案内表示板等の設置	薩摩川内市	-	●				●:案内表示板設置
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	検討中			○	○:災害の種類と規模や災害時要援護者であるかによって避難所・避難経路が変わることを考慮した案内表示を検討中
				えびの市	-	検討中			○	
		〈8〉	車による移動を考慮した避難計画の検討	薩摩川内市	●					●:問題なし
				さつま町	-	●				●:避難所見直し、避難経路拡幅
				旧大口市	●					●:問題なし
				旧菱刈町	●					
				湧水町	-	●				●:駐車場が広い避難所追加
				えびの市	●					●:問題なし
3	災害時要援護者の避難対策について	〈9〉	災害時要援護者の避難支援計画の立案と災害時要援護者支援体制の整備	薩摩川内市	-	-	○			○県のガイドライン及びモデルプランを参考に整備予定
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	-	○			
				旧菱刈町	-	-	○			
				湧水町	-	-	○			
				えびの市	-	●				
		〈10〉	避難所における生活水準の向上	薩摩川内市	-	▲	○			▲:生活水準向上を一部実施 ○:避難所管理運営マニュアル作成予定
				さつま町	-	▲	○			
				旧大口市	-	▲	○			
				旧菱刈町	-	▲	○			
				湧水町	-	▲	○			
				えびの市	-	▲	○			
4	水害時住民行動マニュアルの作成	〈11〉	地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアルの作成	薩摩川内市	-	-	○			○:マニュアル作成予定
				さつま町	-	-	○			
				旧大口市	-	-	○			
				旧菱刈町	-	-	○			
				湧水町	-	-	○			
				えびの市	-	●	○			●:我が地区の福祉マップ ○:マニュアル作成予定

注) ●:実施完了、▲:一部実施、○:実施予定

【アクションプログラム実施工程表】

施策 番号	具体的 施策名	プロ グラム 番号	アクションプログラム	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】					備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20年度末	H21年度	H22年度	激特終了後	
16	重要水防箇所の情報提供	<32>	重要水防箇所の情報提供	薩摩川内市	●					●: 地域防災計画書
				さつま町	●					
				旧大口市	●					
				旧菱刈町	●					
				湧水町	●					
				えびの市	●					
				鹿児島県	●					
				宮崎県	●					
				川内川河川	●	●				
		<33>	重要水防箇所に適した水防工法の訓練・学習	薩摩川内市	●					●: 水防計画書、HP ●: 水防・洪水予報連絡会、合同巡視 ●: H20HP改良
				さつま町	●					
				旧大口市	●					
				旧菱刈町	●					
				湧水町	●					
				えびの市	●					
				鹿児島県	●					
				宮崎県	●					
				川内川河川	●					
17	ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立	<34>	ボランティアの受け入れ体制の確立、受け入れ準備マニュアルの作成	薩摩川内市	●					●: 受け入れ体制確立済み ●: 独自マニュアル作成済み
				さつま町	●					
				旧大口市	●		○			
				旧菱刈町	●		○			
				湧水町	●		○			
				えびの市	●					
				鹿児島県	●					
				宮崎県	●					
				川内川河川	●					
		<35>	業界団体との災害協定書等の締結	薩摩川内市	●					●: 受け入れ体制確立済み、マニュアル準用 ○: 独自マニュアル作成予定
				さつま町	●					
				旧大口市	-	●				
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				
				えびの市	●					
				鹿児島県	●					
				宮崎県	●					
				川内川河川	●					
19	水害に強い地域づくり推進協議会の設置	<36>	「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」の設置	薩摩川内市	-	●				●: 協定締結済み
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				
				えびの市	-	●				
				鹿児島県	-	●				
				宮崎県	-	●				
				川内川河川	-	●				
				川内川河川	-	●				

注) ●: 実施完了、▲: 一部実施、○: 実施予定

【アクションプログラム実施工程表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】					備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20年度末	H21年度	H22年度	激特終了後	
5	地域孤立化防止対策について	〈12〉	水害により孤立化が想定される地域の抽出	薩摩川内市	-	●				●:危機管理道路網(案)により抽出
				さつま町	孤立地域なし					
				旧大口市	-	●				●:危機管理道路網(案)により抽出
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				
				えびの市	-	●				
		〈13〉	孤立化地域の水防資機材の備蓄	薩摩川内市	●					●:近隣の水防倉庫に備蓄
				さつま町	孤立地域なし					
				旧大口市	-	●				●:近隣の水防倉庫に備蓄
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				
				えびの市	-	●				
		〈14〉	孤立化を防ぐための避難経路の連続性確保、伝達手段確保	薩摩川内市	●					●:伝達手段確保、水防資機材確保
				さつま町	孤立地域なし					
				旧大口市	-	●				●:伝達手段確保、水防資機材確保
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				●:伝達手段確保、水防資機材確保、吉松PAと接続
				えびの市	-	●				●:伝達手段確保、水防資機材確保
				鹿児島県	●					●:孤立化集落対策マニュアル
				宮崎県	●					●:衛星携帯電話整備補助
6	水害危険性の認識向上・防災用語等の習得	〈15〉	出前講座制度等の活用、教材等の開発・提供	薩摩川内市	●					●:市出前講座
				さつま町	-	●				●:町出前講座
				旧大口市	-	●				●:県出前講座
				旧菱刈町	-	●				●:地区長合同会議
				湧水町	-	●				●:県出前講座
				えびの市	●					●:市出前講座
				鹿児島県	●					●:県出前講座
				宮崎県	●					●:県民防災教室
		〈16〉	職場、自治会・自主防災組織等で地域防災講座の開催、地域防災訓練等の実施	薩摩川内市	●					●:総合防災訓練
				さつま町	-	●				●:防災研修会
				旧大口市	-	●				●:総合防災訓練
				旧菱刈町	-	●				●:防災の日訓練
				湧水町	-	●				●:総合防災訓練
				えびの市	●					●:県総合防災訓練
				鹿児島県	●					●:県総合防災訓練
				宮崎県	●					●:県総合防災訓練

注) ●:実施完了、▲:一部実施、○:実施予定

【アクションプログラム実施工程表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】					備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20年度末	H21年度	H22年度	激特終了後	
7	浸水地区の土地利用規制等について	〈17〉	治水対策方針を反映した土地利用への誘導	薩摩川内市	-	-	-	○		○:輪中堤、宅地嵩上げの激特箇所にて災害危険区域設定
				さつま町	-	-	-	-	○	
				旧大口市	-	-	-	-	○	○:当面、治水対策が行われていない箇所について災害危険区域設定
				旧菱刈町	-	-	-	-	○	
				湧水町	-	-	-	-	○	
				えびの市	-	●				●:内笠地区(稲荷川激特の輪中堤、宅地嵩上げ)
8	浸水に強い建築構造導入について	〈18〉	浸水に強い建築構造導入の検討	薩摩川内市	-	-	-	○		○:輪中堤、宅地嵩上げの激特箇所にて災害危険区域設定
				さつま町	-	-	-	-	○	
				旧大口市	-	-	-	-	○	○:当面、治水対策が行われていない箇所について災害危険区域設定
				旧菱刈町	-	-	-	-	○	
				湧水町	-	-	-	-	○	
				えびの市	-	●				●:内笠地区(稲荷川激特の輪中堤、宅地嵩上げ)
9	河川確保に関わる従前の遊水機能の	〈19〉	遊水機能の確保が望ましい区域の確保・維持	薩摩川内市	-	-	-	○		○:輪中堤、宅地嵩上げの激特箇所にて災害危険区域設定
				さつま町	-	-	-	-	○	
				旧大口市	-	-	-	-	○	○:当面、治水対策が行われていない箇所について災害危険区域設定
				旧菱刈町	-	-	-	-	○	
				湧水町	-	-	-	-	○	
				えびの市	-	●				●:内笠地区(稲荷川激特の輪中堤、宅地嵩上げ)

注) ●:実施完了、▲:一部実施、○:実施予定

【アクションプログラム実施工程表】

施策番号	具体的施策名	プログラム番号	アクションプログラム	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】					備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20年度末	H21年度	H22年度	激特終了後	
12	水防情報の一元化	〈25〉	重要な水防情報の見やすい一元化	薩摩川内市	-	●				●:HPに防災情報
				さつま町	-	●				
		〈26〉	簡単にアクセスできるシステム	旧大口市	-	●				○:防災情報をHPに掲載予定
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	▲				▲:HPに防災情報
				えびの市	-	●				●:HPに防災情報
10	わかりやすく精度の高い情報提供	〈20〉	河川水位と危険度レベル、雨量、ダム貯水容量等を一元的にリアルタイム表示	川内川河川	-	●				●:HPと携帯に「早よ見やん川内川」
				鹿児島県	-	●				●:土砂災害発生予測情報システム、河川情報システム
				宮崎県	●					●:雨量河川水位情報
		〈21〉	危険度レベル等の情報の自動配信(防災無線、情報表示板、インターネット、テロップ等)	薩摩川内市	-	●	○			●:防災無線、防災無線デジタル化 ○:戸別受信機設置
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				
				旧菱刈町	-	●				●:防災無線
				湧水町	-	●				
				えびの市	-	●				
				川内川河川	-	●				●:情報表示版、インターネット、テロップ
		〈22〉	既往最大洪水痕跡水位や水位の危険度レベルの標識設置	薩摩川内市	-	●				
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				●:痕跡水位標識
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				
				えびの市	-	●				
		〈23〉	わかりやすい情報提供のためのマスコミとの連絡協議会の継続	川内川河川	-	●				●:危険度レベル表示版、危険度レベル塗装(橋脚、護岸)
				薩摩川内市	●					
				さつま町	●					
				旧大口市	●					
				旧菱刈町	●					●:災害放送協定
				湧水町	●					
				えびの市	●					
				鹿児島県		●				H17:災害放送協定 H20:勉強会
				宮崎県		●				H17:災害放送協定 H20:勉強会

注) ●:実施完了、▲:一部実施、○:実施予定

【アクションプログラム実施工程表】

施策 番号	具体的 施策名	プロ グラム 番号	アクションプログラム	流域市町名	実施年・実施予定年 【-:未実施】					備 考
					H18.7以前 (水害以前)	H20年度末	H21年度	H22年度	激特終了後	
11	二地 テ 用 イ コ ミ の 活 ユ	〈24〉	自治会や自主防災組織単位での避難行動（自治会や自主防災組織単位での水防訓練や防災教育）	薩摩川内市	●					
				さつま町	●					
18	携 の 浸 水 軽 減 活 動 で の 連	〈36〉	消防職員等のアドバイスの下で自治会・自主防災組織を中心とした各家庭での浸水被害軽減活動のための教育・体験学習	旧大口市	●					●: 自主防災組織単位訓練
				旧菱刈町	●					
				湧水町	●					
				えびの市	●					
13	指 避 示 の 準 備 令 基 準 ・ 勧 告 一	〈27〉	流域としての避難準備情報・勧告・指示発令基準の一貫性確保	薩摩川内市	-	●				●: 一貫性確保
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				
				旧菱刈町	-	-	○			○: 平成21年出水期前の防災会議で変更
				湧水町	-	-	○			
				えびの市	-	-	○			
14	収 集 情 報 の 発 令 判 断 へ の 活 用	〈28〉	浸水モニター制度の導入	薩摩川内市	-	●				●: 国土交通省河川情報モニター導入
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				
				えびの市	▲	●				
		〈29〉	緊急時の河川管理者等から市町長へ助言する仕組みの強化	川内川河川	-	●				●: 河川情報モニター
				薩摩川内市	-	●	○			●: 演習、水防担当同士のホットライン ○: 河川映像等の共有
				さつま町	-	●	○			
				旧大口市	-	●	○			
				旧菱刈町	-	●	○			●: 水防担当同士のホットライン ○: 河川映像等の共有
				湧水町	-	●	○			
15	水 防 資 機 材 の 備 蓄 ・ 効 率 的 活 用	〈30〉	水防資機材の十分な備蓄（水害前）	えびの市	●					●: 備蓄済み
				鹿児島県	●					▲: 一部備蓄済み ○: 備蓄補充
				宮崎県	●					
				薩摩川内市	-	●				●: 備蓄済み
				さつま町	-	●				
				旧大口市	▲		○			
				旧菱刈町	▲		○			●: コミュニティ助成事業窓口 ((財)自治総合センター等)
				湧水町	●					
		〈31〉	水防資機材の広域的利用体制の確立（水害時）	えびの市	●					●: 鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定
				鹿児島県	-	●				
				宮崎県	●					
				薩摩川内市	-	●				○: 災害時相互応援協定(西諸管内)
				さつま町	-	●				
				旧大口市	-	●				●: 鹿児島県及び県内各市町間の災害時相互応援協定
				旧菱刈町	-	●				
				湧水町	-	●				○: 災害時相互応援協定(西諸管内)
				えびの市	●					
				鹿児島県	-	●				●: 九地整内の災害対策用機械機器等の応援体制確立済み
				宮崎県	●					
				川内川河川	●					

注) ●: 実施完了、▲: 一部実施、○: 実施予定

おわりに

平成20年3月5日に「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」が発足してから、1年という長い時間をかけ、川内川流域関係市町、県、国の水防担当者が膝を突き合わせて議論を進め、アクションプログラムを作成してきました。

各市町の水防担当者は、防災担当人員の削減が著しい中、消防防災係という水害だけでなく総合防災を担わなければならない面々であり、水害だけをテーマにした「川内川水害に強い地域づくり」に割ける時間は限られていました。

そのような中、「川内川水害に強い地域づくり」のために延べ7回も集まった結果、この冊子に示すアクションプログラムの策定が完了しました。お互いの顔を知り合う情報交換の場にもなり、防災担当者同士の横のつながりが強まったことにより、顔が見える水防体制が整ったと言えます。

今後、地域の人々の心の中に「自らの身は自ら守る」という自助の意識を育む必要があります。そこで、7・22水害以後の自主防災組織率の急激な高まりに合わせ、自助・共助に基づく地域防災力の向上のために、このアクションプログラムが川内川流域に役立つことを願います。そして、流域内関係機関の防災担当者が更に連携を深め、公助による防災力も高めつつ、自助・共助・公助による『川内川水害に強い地域づくり』を実現させます。